



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 食品表示の適正化に向けた取組について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第2講 追補
: 原材料名の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 食品表示連絡会議について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆消費者庁によると、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の重点項目につき夏場対策が実施されます。

＜背景＞不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制が確保されています。

■ [主な実施事項]

例年どおり、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化が全国一斉に実施されます。

(1)実施時期: 令和5年7月1日から同月 31 日まで

(2)主な監視指導事項

- ア. アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ. 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ. 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ. 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ. 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発事業者の自主的な取組の促進



消費者庁HPから作成

※続きは Page 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第2講 原材料名の表示について 【追補】

原材料名は商品の名称がどのような原材料から構成されているかを表すため、名称は「その内容を表す一般的な名称」であるのに対し、原材料名は「その最も一般的な名称」と「最も」の文言が付加されている。このことから、原材料名は名称自体の文言の他に、より細分化された名称が表示されている。

■原材料は原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ここで、原材料は添加物を除いた原材料の重量順とするかどうかが問題となる。同表示基準以前の加工食品品質表示基準において「食品添加物以外の原材料」と表現され、実務上は原材料の添加物を含む含まないにかかわらず、運用上はどちらでも支障はないとされてきた。どちらが原則かと考えるならば、原材料は食品と添加物から構成されてることから、原材料の重量は添加物を含めた重量となる。両者の違いから原材料の順が異なることも想定されるがどの考えでも不適正となるものではなく、実務上許容できるレベルであると考えらる。

■次に、複合原材料の表記方法を同表示基準別表第4の個別食品の原材料表示にも適用できるかについて考える。

一般用加工食品にあつては、同表示基準第3条の横断的義務表示である原材料名の表記方法で記載する。2種類以上の原材料からなる複合原材料を使用する場合について、その表記方法が定められている。一方、個別食品にあつては、別表第4に定める表示の方法に従い表示されなければならない、と記載されている。同表示基準上の個別食品において、新たに設けられた複合原材料は法規上対象外として規定されている。個別食品は個別的な原材料の表記方法があり、これに従って表示することが前提なのだろう。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

「食品表示連絡会議」(連絡会議)は、食品偽装事件が相次いだことを受け、平成20年(2008年)に不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係省庁の間で設置された会議です。最近では第15回食品表示連絡会議は令和4年10月に開催されています。



「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」(「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承(平成19年12月17日))において、設置するよう決定されました。

■ 「生活安心プロジェクト」(平成19年12月17日)

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関連情報の共有を進める。

食品表示連絡会議関係課(室)は次の5つの関係課で構成されています。

消費者庁食品表示企画(食表示対策室)

警察庁生活安全局生活課経品済対策管理官

国税庁課税部酒税課

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課(米穀流通・食品表示監視室)

消費者庁HPから作成

※ 解説はPage 3-2(会員)で記載しています。

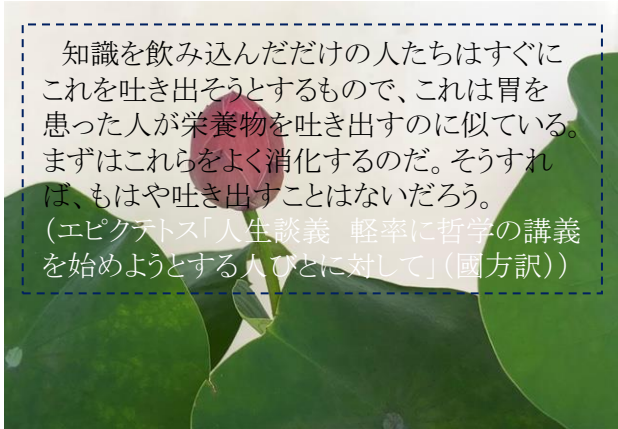
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 6月号】



知識を飲み込んだだけの人たちはすぐにこれを吐き出そうとするもので、これは胃を患った人が栄養物を吐き出すのに似ている。まずはこれらをよく消化するのだ。そうすれば、もはや吐き出すことはないだろう。
(エピクテトス「人生談義 軽率に哲学の講義を始めようとする人ひとに対して」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。